



令和6年12月4日
国土交通省関東地方整備局
河川部
江戸川河川事務所

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」に対する 意見募集の実施及び公聴会の開催について

中川・綾瀬川流域は、これまでの度重なる浸水被害、気候変動に伴う水害の発生リスクの増大という新たな課題等を踏まえ、これまでの総合治水対策を生かしながら、将来にわたって安全な流域を実現し、特定都市河川浸水被害対策法の法的枠組みを活用した流域治水を推進するため、令和6年3月29日に利根川水系中川・綾瀬川等の計43河川を特定都市河川・流域に指定しました。

浸水被害の防止・軽減を図る対策を流域一体で計画的に進めるため、計画の策定主体及び関係機関からなる「中川・綾瀬川流域水害対策協議会（以下、協議会という）」を設立し、法第4条に基づく「流域水害対策計画」の策定に向けて検討を進めているところです。

このたび、協議会での検討を踏まえ、「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」を作成し、関係する住民の皆様から広くご意見を募集するとともに、茨城県、埼玉県、東京都の中川・綾瀬川特定都市河川流域に属する28市区町に在住する皆様からご意見をお聴きする公聴会を開催することとしましたのでお知らせいたします。

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」は、江戸川河川事務所ホームページに掲載していません。

江戸川河川事務所ホームページにて「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」で検索いただきご確認ください。

1. 意見募集の実施について

別添1『「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」に対する意見募集について』を参照

2. 公聴会の開催について

別添2『「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」に対する公聴会の開催について』を参照

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 茨城県政記者クラブ
埼玉県政記者クラブ 都庁記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 河川部

電話：048-601-3151（代表）

FAX：048-600-1378

河川計画課長 石田（内線：3611）

建設専門官 島田（内線：3616）

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」に対する意見募集について

令和6年12月4日

中川・綾瀬川流域は、これまでの度重なる浸水被害、気候変動に伴う水害の発生リスクの増大という新たな課題等を踏まえ、これまでの総合治水対策を生かしながら、将来にわたって安全な流域を実現し、特定都市河川浸水被害対策法の法的枠組みを活用した流域治水を推進するため、令和6年3月29日に利根川水系中川・綾瀬川等の計43河川を特定都市河川・流域に指定しました。

浸水被害の防止・軽減を図る対策を流域一体で計画的に進めるため、計画の策定主体及び関係機関からなる「中川・綾瀬川流域水害対策協議会（以下、協議会という）」を設立し、法第4条に基づく「流域水害対策計画」の策定に向けて検討を進めているところです。

このたび、「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」を作成し、関係する住民の皆様から広くご意見を募集することとしましたので、以下の意見募集要領によりご意見を募集します。

なお、いただいたご意見を協議会において十分に検討したうえで、「中川・綾瀬川流域水害対策計画（案）」を作成させていただきます。

意見募集要領

1. 意見募集の対象

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」

2. 意見募集期間

令和6年12月4日（水）～令和7年1月6日（月）18：00必着
（郵送の場合は当日消印まで有効）

3. 提出方法

ご意見は、別添意見提出様式にご記入いただくか、下記①から③をご記入いただいたものを郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、下記4.までご提出ください。

- ①氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名）
- ②住所（都道府県・市区町村）
- ③意見
 - ・「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」の該当箇所（章、頁）をご記入の上、ご意見をご記入ください。

4. 提出先

○ご郵送の場合

〒278-0005 千葉県野田市宮崎134

国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所 計画課

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」意見募集 事務局 宛

○ファクシミリの場合

04-7125-7343

○電子メールの場合

ktr-nakaaya-plan@ki.mlit.go.jp

件名に「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」意見募集 事務局宛と明記ください。

5. 注意事項

- ①一つのご意見はできるだけ200文字以内としてください。
- ②日本語でご記入ください。
- ③いただいたご意見とともに、属性（都道府県、市区町村）を公表する場合があります。
- ④電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑤ご意見に対して、個別にお答えすることはできません。
- ⑥期限までに到着しなかったものは無効とします。なお、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容

6. 資料の入手方法等

① インターネットからの資料入手

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa01248.html>

江戸川河川事務所ホームページにて「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」で検索いただきご確認ください。

② 資料の入手等の場所

募集期間中（土日祝日を除く9時30分から17時00分まで）は、別表の場所において、「意見募集要領」、「意見提出様式」の入手が可能です。また、「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」、「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）について」の縦覧を行っています。

<募集手続等に関する問い合わせ>

国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 計画課

TEL：04-7125-7311（代表）

別表

資料配付及び縦覧場所の名称	住所
関東地方整備局 文書閲覧室	埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1合同庁舎2号館17階
江戸川河川事務所 1階ロビー	千葉県野田市宮崎134
江戸川河川事務所 江戸川上流出張所	埼玉県春日部市西小金井886
江戸川河川事務所 運河出張所	埼玉県流山市深井836
江戸川河川事務所 江戸川河口出張所	東京都江戸川区東篠崎町250
江戸川河川事務所 松戸出張所	千葉県松戸市主水新田102
江戸川河川事務所 中川出張所	埼玉県越谷市4丁目2番地41
江戸川河川事務所 中川下流出張所	東京都葛飾区高砂1丁目3番地15
江戸川河川事務所 三郷出張所	埼玉県三郷市新和2番地442
江戸川河川事務所 首都圏外郭放水路管理支所	埼玉県春日部市上金崎720
茨城県庁舎 19階(河川課)	茨城県水戸市笠原町978番6
埼玉県庁第二庁舎	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
東京都庁第二本庁舎	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
五霞町役場	茨城県猿島郡五霞町小福田1162番地1
さいたま市役所	埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
熊谷市役所	埼玉県熊谷市宮町2丁目47番地1
川口市役所 鳩ヶ谷庁舎1階	埼玉県川口市三ツ和1丁目14番3号
行田市役所	埼玉県行田市本丸2番20号
加須市役所	埼玉県加須市三俣2丁目1番地1
春日部市役所	埼玉県春日部市中央7丁目2番地1
羽生市役所	埼玉県羽生市東6丁目15番地
鴻巣市役所	埼玉県鴻巣市中央1番1号
上尾市役所	埼玉県上尾市本町3丁目1番1号
草加市役所	埼玉県草加市高砂1丁目1番1号
越谷市役所	埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号
桶川市役所	埼玉県桶川市泉1丁目3番28号
久喜市役所第二庁舎	埼玉県久喜市北青柳1404番地7
北本市役所	埼玉県北本市本町1丁目111番地
八潮市役所	埼玉県八潮市中央1丁目2番地1
三郷市役所	埼玉県三郷市花和田648番地1
蓮田市役所	埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1
幸手市役所第二庁舎	埼玉県幸手市東4-6-8
吉川市役所	埼玉県吉川市きよみ野1丁目1番地
白岡市役所	埼玉県白岡市千駄野432番地
伊奈町役場	埼玉県北足立郡伊奈町中央4丁目355番地
宮代町役場	埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1-4-1
杉戸町役場	埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2丁目9番29号
松伏町役場	埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地
足立区役所北館3階	東京都足立区中央本町1丁目17番1号
葛飾区役所 新館3階	東京都葛飾区立石5-13-1
江戸川区役所第二庁舎2階	東京都江戸川区中央一丁目4番1号

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」に対する意見

① 氏名		
② 住所		(都県名) (市区町村名)
意見該当箇所		③ ご意見
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」に対する意見

① 氏名		関東 太郎	
② 住所		(都県名) 埼玉県	(市区町村名) 〇〇市
意見該当箇所		③ ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
■	◆	【意見1】 (複数意見がある場合には意見ごとに分けてください) ●●については・・・・・・・・・・であり、・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・ではないか。	
○	×	【意見2】 ●●については・・・・・・・・・・であり、・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・と思う。	
△	▲	【意見3】 ○○は、・・・・・・・・・・である。 また、・・・・・・・・・・の場合は、・・・・・・・・・・も考えら れる。 上記を勘案すると、・・・・・・・・・・が望ましいと考えられる。	

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」に対する 公聴会の開催について

令和6年12月4日

中川・綾瀬川流域は、これまでの度重なる浸水被害、気候変動に伴う水害の発生リスクの増大という新たな課題等を踏まえ、これまでの総合治水対策を生かしながら、将来にわたって安全な流域を実現し、特定都市河川浸水被害対策法の法的枠組みを活用した流域治水を推進するため、令和6年3月29日に利根川水系中川・綾瀬川等の計43河川を特定都市河川・流域に指定しました。

浸水被害の防止・軽減を図る対策を流域一体で計画的に進めるため、計画の策定主体及び関係機関からなる「中川・綾瀬川流域水害対策協議会（以下、協議会という）」を設立し、法第4条に基づく「流域水害対策計画」の策定に向けて検討を進めているところです。

このたび、協議会での検討を踏まえ、「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」を作成し、茨城県、埼玉県、東京都の中川・綾瀬川特定都市河川流域に属する28市区町に在住する皆様からご意見をお聴きする公聴会を開催することとしましたので、以下の公述人募集要領によりご意見を発表いただける方（以下「公述人」という。）を募集します。

なお、お聴きしたご意見を協議会において十分に検討したうえで、「中川・綾瀬川流域水害対策計画（案）」を作成させていただきます。

公述人募集要領

1. 意見募集の対象

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」

2. 公述対象者

茨城県、埼玉県、東京都の中川・綾瀬川特定都市河川流域に属する以下の28市区町に在住の方

茨城県（五霞町）

埼玉県（さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町）

東京都（足立区、葛飾区、江戸川区）

3. 公述人募集期間

令和6年12月4日（水）～令和6年12月16日（月）18：00必着
（郵送の場合は当日消印まで有効）

4. 応募方法

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」に対して、公述を希望される場合には、別添の応募用紙にご記入いただくか、下記①から⑤までをご記入いただいたものを郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、下記5. までご応募ください。

- ①氏名（ふりがな）
- ②住所
- ③電話番号
- ④ご希望の日時及び会場（第3希望までご記入ください。詳細は下記8. を参照ください。）
- ⑤意見の概要

※『応募用紙』（様式）を使用していない場合でも、応募用紙に記載される事項と同様の事項が記載されている場合には受付いたします。

5. 応募先

○郵送の場合

〒278-0005 千葉県野田市宮崎134

国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所 計画課

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」公述人募集 事務局 宛

○ファクシミリの場合

04-7125-7343

○電子メール

ktr-nakaaya-plan@ki.mlit.go.jp

件名に「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」公述人募集 事務局宛と明記ください。

6. 注意事項

- ①ご意見の概要はできるだけ400文字以内としてください。
- ②日本語でご記入ください。
- ③電話でのご応募は受け付けておりません。
- ④上記2. 以外に在住の方のご応募は無効とします。また、期限までに到着しなかった場合についても無効とします。なお、上記4. に沿わない形で応募されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容
- ⑤公述に関する詳細は、別紙「『中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）』に対する公述にあたっての留意事項」をご確認ください。

7. 資料の入手方法等

① インターネットからの資料入手

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa01248.html>

江戸川河川事務所ホームページにて「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」で検索いただきご確認ください。

② 資料の入手等の場所

募集期間中（土日祝日を除く9時30分から17時00分まで）は、別表の場所において、「公述人募集要領」、「応募用紙」の入手が可能です。また、「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」、「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）について」の縦覧を行っています。

8. 公聴会開催日時及び開催会場

○開催日時

令和7年1月26日（日）～27日（月）の2日間

①10～12時、②13～15時、③15～17時のうち、ご希望の時間帯

○開催会場

以下の2会場での開催となります。

会場①：ぽぽら春日部 春日部市市民活動センター（1月26日）

春日部市南一丁目1番地7号

会場②：春日部市役所 本庁（1月27日）

春日部市中央七丁目2番地1

- ・上記開催日時のうち、ご希望の日時を第3希望までご記入ください。
- ・ご希望の日時が重複した場合には、原則として先着順とさせていただきますが、その結果、第3希望までで調整がつかなかった方には、日時や会場の調整のため、事務局から日程調整の連絡をさせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ・公述人への発表日時等のご連絡については、令和7年1月15日（水）頃までに電話及び郵送で行う予定です。

9. その他

公聴会は、公開で行いますので傍聴が可能です。

詳細については、公述人の募集終了後に改めてお知らせします。

<応募手続等に関する問い合わせ>

国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 計画課

TEL：04-7125-7311（代表）

別表

資料配付及び縦覧場所の名称	住所
関東地方整備局 文書閲覧室	埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1合同庁舎2号館17階
江戸川河川事務所 1階ロビー	千葉県野田市宮崎134
江戸川河川事務所 江戸川上流出張所	埼玉県春日部市西小金井886
江戸川河川事務所 運河出張所	埼玉県流山市深井836
江戸川河川事務所 江戸川河口出張所	東京都江戸川区東篠崎町250
江戸川河川事務所 松戸出張所	千葉県松戸市主水新田102
江戸川河川事務所 中川出張所	埼玉県越谷市4丁目2番地41
江戸川河川事務所 中川下流出張所	東京都葛飾区高砂1丁目3番地15
江戸川河川事務所 三郷出張所	埼玉県三郷市新和2番地442
江戸川河川事務所 首都圏外郭放水路管理支所	埼玉県春日部市上金崎720
茨城県庁舎 19階(河川課)	茨城県水戸市笠原町978番6
埼玉県庁第二庁舎	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
東京都庁第二本庁舎	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
五霞町役場	茨城県猿島郡五霞町小福田1162番地1
さいたま市役所	埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
熊谷市役所	埼玉県熊谷市宮町2丁目47番地1
川口市役所 鳩ヶ谷庁舎1階	埼玉県川口市三ツ和1丁目14番3号
行田市役所	埼玉県行田市本丸2番20号
加須市役所	埼玉県加須市三俣2丁目1番地1
春日部市役所	埼玉県春日部市中央7丁目2番地1
羽生市役所	埼玉県羽生市東6丁目15番地
鴻巣市役所	埼玉県鴻巣市中央1番1号
上尾市役所	埼玉県上尾市本町3丁目1番1号
草加市役所	埼玉県草加市高砂1丁目1番1号
越谷市役所	埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号
桶川市役所	埼玉県桶川市泉1丁目3番28号
久喜市役所第二庁舎	埼玉県久喜市北青柳1404番地7
北本市役所	埼玉県北本市本町1丁目111番地
八潮市役所	埼玉県八潮市中央1丁目2番地1
三郷市役所	埼玉県三郷市花和田648番地1
蓮田市役所	埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1
幸手市役所第二庁舎	埼玉県幸手市東4-6-8
吉川市役所	埼玉県吉川市きよみ野1丁目1番地
白岡市役所	埼玉県白岡市千駄野432番地
伊奈町役場	埼玉県北足立郡伊奈町中央4丁目355番地
宮代町役場	埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1-4-1
杉戸町役場	埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2丁目9番29号
松伏町役場	埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地
足立区役所北館3階	東京都足立区中央本町1丁目17番1号
葛飾区役所 新館3階	東京都葛飾区立石5-13-1
江戸川区役所第二庁舎2階	東京都江戸川区中央一丁目4番1号

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」 に対する公述にあたっての留意事項

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」について、茨城県、埼玉県、東京都の中川・綾瀬川特定都市河川流域に属する28市区町に在住する皆様からご意見をお聴きするものです。

（公述にあたって留意事項）

- 1) 公述は、お一人につき1回とします。
- 2) 公述は、お一人につき15分を目安に行ってください。次の方がお待ちになられておりますので時間厳守でお願いします。
- 3) 公述は、公開で行います。
- 4) 関係住民の皆様からいただいたご意見については個別にお答えできませんので、その旨ご了承ください。
- 5) ご意見を発表いただける方（以下「公述人」という。）には、後日、事務局から受付時間を連絡いたしますので、その時間までに会場にお越しくください。受付後、15分程度で意見の発表となります。
- 6) 公述人は、受付で運転免許証などご本人とご住所が確認できるものをご提示ください（代理人による陳述は出来ません）。
- 7) 公述人は、『応募用紙』に記載された意見に沿って発表してください。
- 8) 『応募用紙』のほかに、配布したい資料がある場合には、A4用紙片面2枚までにまとめた原稿を当日、受付にお渡しください。事務局で白黒両面コピーを行い、1枚にしたものを配布します。なお、3枚以上の資料配布を希望される場合には、2枚を超える分についてご持参ください。
- 9) 発表の際にプレゼンテーションソフト等の使用を希望される場合は、パソコンをご持参ください（事務局でプロジェクタ、スクリーン、プロジェクタケーブルは用意します）。

（公表）

- 1) 『応募用紙』については、個人情報が含まれる部分を除いた公表用の部分をコピーしたものを、会場で配布するなど公開します。また、当日提出していただいた配布希望資料についても同様の取り扱いとします。
- 2) 公述の状況については、事務局の記録として撮影及び録音を行います。
- 3) いただいたご意見は、事務局で聴き取れる範囲で文字起こしを行い、後日江戸川河川事務所ホームページで公開する予定です。

